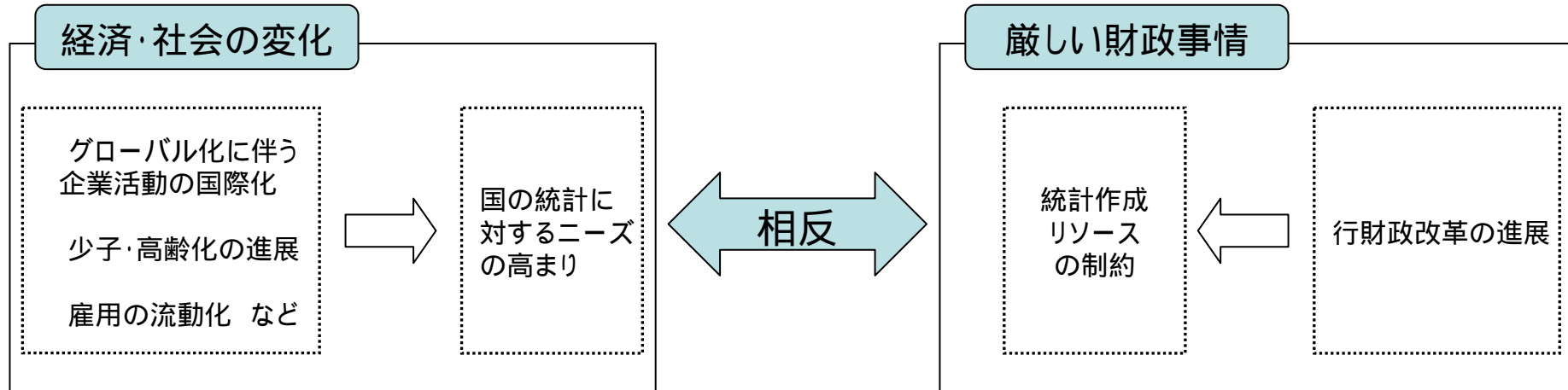


統計調査業務における民間事業者 の活用の在り方について (論点検討資料)

平成20年5月27日

統計委員会基本計画部会第4WG事務局

民間事業者の活用の背景



上記課題を両立させるためには**統計調査業務の効率化**が必要

民間委託による民間事業者の活用が一つの方策

「規制改革・民間開放推進計画3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)等でも、一層の民間委託が求められているところ。

公的統計の特性(特徴)と作成主体が実施すべき業務

公的統計の品質の確保

公的統計の品質は、統計の作成プロセスの適正さとその厳守により証明されるものであり、アウトプットの指標のみで示しきれるものではない(特に重要性が高い基幹統計はより高い品質の確保が必要)

公的統計の品質に対する責任

公的統計の重要性に応じて求められる一定の品質を確保する責任は、作成主体が負うもの

品質の確保を担保するため公的統計の作成主体が実施すべき業務

統計の作成プロセスの決定(企画に関する業務)
データや分析結果の確認、公表に関する業務
作成プロセスの管理・監督業務(モニタリング等)

民間事業者の活用の基本的な考え方

【民間事業者を活用する目的】

- ・ 優れた民間事業者の能力や調査のインフラを活用することにより、官で実施する場合よりコストを削減し、質の高い統計調査を実現
- ・ 行政組織や業務の減量、効率化等の資源制約への対応

統計調査業務

民間の
活用

民間事業者を活用する前提等

国の統計調査に求められる要件の充足(正確性・信頼性の確保等)
民間事業者間の競争環境の確保
競争入札による実施主体の交代への対応、不測の事態が生じた場合のリスク、中長期的な人材育成、ノウハウ継承への影響にも留意が必要

民間事業者活用の効果

統計の質の維持・向上、統計作成機関の業務減量等の達成

- 1 あくまでも統計調査業務の効率化を目的とし、その手法として可能な限り民間事業者を活用するのであって、民間事業者の活用それ自体を目的とするものではないことに留意。
- 2 民間事業者の創意工夫を導入する一方で、調査の実施プロセス等の厳守が必要。

民間事業者の活用の視点

統計の質の維持・向上や適切な受託業務の遂行の確保
民間事業者間の競争環境の確保
民間事業者の創意工夫の発現促進

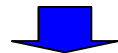
民間事業者の活用の視点

統計の質の維持・向上や適切な受託業務の遂行の確保の観点

調査員による実査業務の委託に関する十分な検討

論点1

【検討の視点】委託対象業務のうち実査業務(調査員によるものに限る。)は、調査結果から作成される統計の質を大きく左右するものであり、近年、調査環境が厳しくなっている中で、その重要性は益々高まっている。一方、民間事業者が登録等により確保・育成している調査員は大手事業者でも1社当たり1,000人程度であり、かつ地域的に偏在しているため、受託調査の調査対象地域によっては、調査員が十分確保できない、又は調査員として、その能力・経験が十分でない者が雇用される恐れがある。

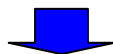


【方向性】調査員による実査業務を委託しようとする場合は、事前に、民間事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、事業者による調査員の管理体制等の実情を十分に把握・検討することが必要ではないか。特に、国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査など、調査結果から作成される統計に特に高い質を求められるものについては、当該委託に慎重かつ十分な検討が必要ではないか。

統計の質の目標の設定及び明示

論点2 - ~

【検討の視点】確保すべき統計の質に関して明確な目標がないと、コスト優先になる恐れあり。

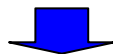


【方向性】目標として、品質を保障する上で必要なプロセスに加えて、前回調査時を踏まえた「回収率」及び「記入率」(注参照)を設定し、仕様書等で明示すべきではないか。

(注)「記入率」: 取集調査票のうち全数調査項目が記入されている調査票の割合。

受託事業者に対する適切なモニタリングの実施

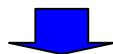
【検討の視点】受託事業者に業務実施を任せきりにすると、適切な業務実施よりも自己都合を優先する恐れあり。また、データの正確性等について成果物から確認・証明するのは困難。



【方向性】定期的な電話監査、調査員調査での実査への同行など積極的なモニタリングを実施すべきではないか。

受託事業者に対する支援方策

【検討の視点】受託事業者が業務を適切に実施するためには、モニタリング等の管理・監督を行うだけでなく、より積極的な支援策が必要ではないか。

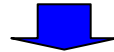


【方向性】受託事業者に対して官が有する研修教材等の提供、実査への同行による直接指導等の支援が必要ではないか。

民間事業者間の競争環境の確保の観点

前回調査の実施状況に関する情報の公開

【検討の視点】長期に統計調査業務を受託した民間事業者は、次回入札において、蓄積された経験等の面で、新たに参入しようとする事業者よりも有利であり、競争環境が確保されないと委託先の固定化を招く恐れがある。



【方向性】委託者は、受託事業者が作成した事業完了報告書(後述参照)に基づき、前回調査の実施状況に関する情報を可能な限り募集要領に盛り込む等の措置を講じるべきではないか。

民間事業者の創意工夫の発現促進の観点

1事業者当たりの委託業務の拡大等

【検討の視点】統計調査業務のうち一部の業務のみの委託や単一の調査のみの委託では、民間事業者による創意工夫や効率化効果発現の余地が少ない。他方、受託事業者の有する体制や能力を超えて業務を委託すると統計の質の確保にも影響。



【方向性】受託事業者の有する体制や能力を踏まえて、効率化効果が発現できるよう、可能な限り、1事業者当たりの委託業務を拡大するとともに、照会対応等の調査共通業務は、一括してスケールメリットが出る委託とすべきではないか。

委託契約の長期化

【検討の視点】委託契約が単年度契約では、民間事業者における経験・ノウハウの蓄積が行われなため、創意工夫や業務処理の効率化が期待できない。

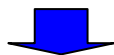


【方向性】国庫債務負担行為の活用により複数年度契約が可能である統計調査(注参照)については、委託契約の長期化を積極的に検討すべきではないか。

(注)複数年度契約が可能である調査:国庫債務負担行為の上限が5年であることから、毎年又は隔年で実施される調査。

委託業務遂行の自由度

【検討の視点】仕様書等で示される委託業務の実施方法が詳細に規定しすぎてしまうと、受託事業者の創意工夫や業務効率化の余地が失われてしまう。他方、調査の実施プロセスは品質の高さを証明する最も有力なもの。



【方向性】委託業務の実施方法等の統計作成プロセスの記載に当たっては、統計の品質を担保する上で必要な程度とすべきではないか。

成果に応じたインセンティブ・ディスインセンティブの付与

論点3

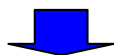
【検討の視点】受託事業者に対し、確保された統計の質が目標を上回った場合は経済的利益を、また、下回った場合は経済的損失を与える仕組みは、事業者の創意工夫や効率化効果の発現を促す上で有効ではないか。



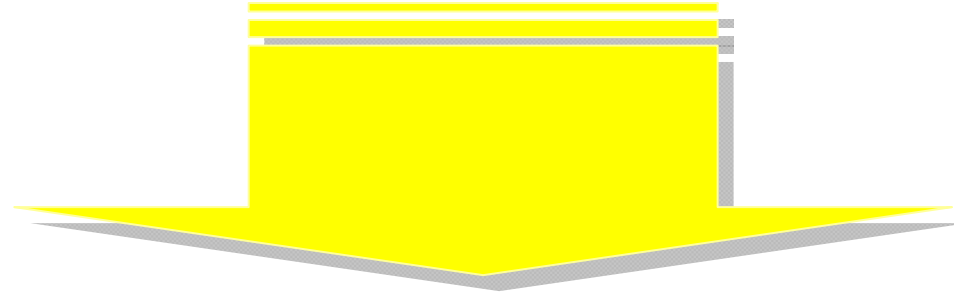
【方向性】上記仕組みの導入を検討すべきではないか。

受託事業者に対する事業完了報告書の作成義務付け等

【検討の視点】前回調査の受託事業者が把握した調査の実施状況に関する情報（使用経費、人員等）、リスク情報（非協力者の多い地域）、成功事例等は、新たに受託した民間事業者の創意工夫や効率化効果の発現に大きく寄与する。



【方向性】受託事業者に対して、上記各種情報を記載した事業完了報告書の作成及び委託者への提供を義務付け、これを次回調査の受託事業者に提供すべきではないか。



上記事項のうち、民間事業者の活用において真に必要な環境整備等に係る具体的な事項については、政府全体として推進していくため「統計調査の民間委託に係るガイドライン」に反映させることが必要ではないか。